**松戸市少年軟式野球連盟規約**

第１章　　総　　則

第１条　　本連盟は、松戸市少年軟式野球連盟と称する。

第２条　　本連盟の本部および事務局は、会長宅に置く。

第２章　　目的および事業

第３条　　本連盟は、少年野球の普及振興活動を通じ、少年・少女の健全育成を図ることを目的とする。

第４条　　本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

① 本連盟が主催する野球大会の企画および実施

② 千葉県少年野球連盟あるいは東葛地区少年野球連盟が、主催もしくは後援

する野球大会への派遣

③ 野球に関する知識・技術の向上に向けた講習会の開催および研究指導活動

④ 野球規則および審判技術講習会等の開催

⑤ その他、本連盟の目的達成に必要と思われる地域活動

第３章　　登録チーム

第６条　　第３条の本連盟の目的に賛同し、本連盟に加入を希望する野球チームは、所定の手続きにより本連盟会長に対し入会申し込みを行う。

第７条　　会長は、前条の入会申し込みを執行役員会に諮り、その了承を得た後、当該チームの入会を認める。

第８条　　１．本連盟に所属する野球チームは、松戸市およびその近隣に居住する少年・

少女で編成され、松戸市に所在するチームとする。

２．本連盟に所属するチームは、スポーツ団体を対象とするスポーツ傷害保険に

加入しなければならない。

３．本連盟に所属する野球チームの部員は、他の連盟（硬式野球、ソフトボールを

含む）に属する野球チームに所属してはならない。

第４章　　執行役員・運営委員

第９条　　1．本連盟に次の執行役員を置き業務執行に当らせる。

①会 長　：　１名

②副 会 長　：　若干名

③理 事 長　：　１名

④副理事長　：　１名

⑤事務局長、財務部長、審判部長、事業部長　：　各１名

２．本連盟は、前項に基づき次の運営委員を数名置き業務遂行に当らせる。

①理事、事務局、審判部、事業部

②チームの代表者および会長が必要と認めた者

第１０条　　１．本連盟に名誉会長、顧問、常任相談役および相談役を置くことができる。

２．名誉会長、顧問、常任相談役および相談役は、運営委員の承認を得て会長

が委嘱する。

第１１条　　１．会長は、総会決議をもって選任され、本連盟を代表する。

２．会長は、本連盟の業務を統括し、各会議機関を招集する。

第１２条　　第９条に定める運営委員の内、会長以外の運営委員は会長が指名する。

第１３条　　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは予め定められた順序によりこれを

代行する。

第１４条　　理事長は、事務局・財務部・審判部・事業部の各業務を統括する。

第１５条　　第９条に定める執行役員・運営委員の他、会長の指名により各役職に代行もしく

は副を置くことができる。

第１６条　　本連盟は、総会の決議をもって会計監査２名を選任し、会計の監査に当らせる。

第１７条　　本章に定める運営委員の任期は１年とする。但し、再選を妨げない。

第５章　　総　　会

第１８条　　１．総会は、本連盟登録チームの代表者によって構成される最高決議機関で

あって、定期総会と臨時総会に区分する。

２．定期総会は、毎年３月に開催し、会長の選任、決算の承認ならびに予算およ

び年度事業計画等を決定する。

３．臨時総会は、会長が必要と認めたとき、あるいは総会構成員の３分の１以上の

連名による請求があったときに開催する。

４．総会は、会長が招集し、委任状提出者を含み構成員の３分の２以上の出席を

もって成立する。

５．総会の議長は、理事長がこれに当る。

６．総会の議決は出席した構成員の過半数をもって決定する。

７．なお、有事の場合は、予め提示された議案について書面を提出して表決する

ことができる。ただし、受任者の名前の記載なき場合または連盟が定める期

限までに提出がない場合は、議長に委任したとみなす。

８．執行役員に事故があった場合には、第9条第１項に定めた順序にて、その

職務を代行する。

第６章　　機　　関

第１９条　　本連盟に次の機関を置く。

①拡大委員会

②執行委員会

第２０条　　拡大委員会は、第９条・１５条および第１６条に定める執行役員・運営委員ならび

に会長が招集するその他運営委員をもって構成し、総会提出議案等本連盟の

方針に関する重要事項を決定する。

第２１条　　執行委員会は、第９条に定める執行役員に会長の招集する運営委員をもって

構成し、本連盟の運営に関する重要事項を決定する。

第７章　　会　　計

第２２条　　本連盟の会計年度は、毎年１月１日から１２月３１日までの年１期とする。

第２３条　　本連盟の運営費は、次の収入を以ってこれに当てる。

①入会金および連盟会費

②大会参加費

③公益金および寄付金

第２４条　　本連盟は、執行委員会の決定に基づき臨時会費を徴収することができる。

第２５条　　財務部長は、決算案を作成、これの総会附議に先立ち、会計監査を受けなけ

ればならない。

第８章　　懲　　戒

第２６条　　本連盟登録チームおよびその代表者・監督・コーチが次の事項に該当する行為

をした場合は懲戒の対象とする。

①第３条に定める本連盟の目的に違背する行為があった場合

**※暴言・暴力等の自チームにおけるハラスメントも含む**

②本連盟の総会決議および本規約に対する重大な違反行為が あった場合

③本連盟の名誉を著しく汚す行為があった場合

第２７条　　懲戒は次の通りとする。

①戒告

②試合出場停止

③除名

第２８条　　懲戒の実施および内容は執行委員会の審議を経て会長が決定する。

第２９条　　本規約に定めのない事項または本規約に疑義が生じた場合には、関係者で

誠意をもって協議し、解決する。

第９章　　選手の移籍

第３０条　　本連盟は、他のチーム（市外チームも含む）への移籍に伴う退部・入部に関して

は、少年・少女の健全育成に基づき、松戸市少年軟式野球連盟の承認のうえ、

手続きをする。

第３１条　　移籍可能な場合は次の通りとする。

①チーム内のハラスメント（スタッフの暴言・体罰等）の場合

②チーム内のトラブル（選手または保護者等）の場合

③転居・転校等の場合

なお、③以外は当連盟にて事情聴取する。

第３２条　　手続きが不要な者は次の通りとする。

①他のチームに所属していない期間が６ヶ月を超える者

②転居・転校等に伴って移籍する者

第３３条　　移籍の手続きは次の通りとする。

①移籍元・移籍先の両チームの代表は、当連盟理事長へそれぞれ要覧に

記載の 「登録変更申請書（別記様式第４号）」・ 「追加登録申請書（別記

様式第３号）」を提出する。

②提出を受けた当連盟は、移籍の可否を審議・承認し、結果を移籍元・移籍

先の両チームへ通知（連絡）する共に、それぞれの申請書を千葉県少年

野球連盟へ提出する。

③通知を受けた移籍先チームの代表は、当該選手の入部手続きを行う。

なお、転居・転校等に伴って移籍する場合も上記の手続きを行うことが望ま

しい。

第３４条　　移籍違反は次の通りとし、ペナルティーを科すものとする。

①当連盟が補強・引き抜きと判断した場合

※移籍後に確認された場合、当該チームは判明後の直近の市内大会には

出場できず、市外のプラーベート大会は６ヶ月間の参加不可とする。

②移籍手続きがなく、無断移籍が確認された場合、発覚後の当該チームの

代表および監督は、１年間の全大会出場禁止とする。

＜附　則＞

１．本規約の運用上必要な細則は、執行委員会がこれを定める。

２．平成元年４月１日施行の本連盟共済規程は、平成１９年３月３１日をもって廃止する。

３．本規約は２０２３（令和５）年３月４日より改正・施行する。

＜制定記録＞

・１９７８（昭和５３）年７月３０日：一部改正

・１９８１（昭和５６）年４月　１日：一部改正

・１９８２（昭和５７）年４月　１日：一部改正

・１９８５（昭和６０）年４月　１日：一部改正

・１９８９（平成 元）年４月　１日：一部改正

・２００７（平成１９）年４月　１日：一部改正

・２０２０（令和　２）年４月　１日：一部改正

・２０２２（令和　４）年３月　６日：一部改正

・２０２３（令和　５）年３月　４日：一部改正

以上